

# 銀行直接貸付(プロパー)無担保・第三者連帯保証人不要(代表者のみ連帯保証)融資一覧

平成26年8月現在

NO	取扱銀行	資金用途	返済期間	融資限度額	利率	保証料・手数料	融資条件
1	中国銀行 (ビズライン)	運転資金 設備資金	2年 (1年ごとに都度審査あり)	100万円～500万円以内	8.0%～11.7% (変動金利)	保証料は支払利息に含む 手数料 無料	1年以上継続して同一事業を営んでいる法人または個人事業者で、申込人(法人の場合は代表者)の年齢が満20歳以上69歳以下の、オリックスクレジット(株)の保証が受けられ、その他当行所定の融資条件を満たされる方
2	おかやま信用金庫 (ビジネスローン絆)	運転資金 設備資金	5年以内 (据置期間1年以内)	100万円～1,000万円以内	おかやま信金プライムレート以上 (変動金利)	保証料 不要	事業を営んでいることが客観的に認められ、許可・認可・登録等を必要とする業種の場合はその許可等を取得して、銀行取引停止処分を受けたことがない方で、法人は決算書2期分・個人事業者は2年分青色申告している方で、当金庫の審査基準を満たし、商工会議所の特定取引先会員で会費を完納し、各種税金に未納がない、当金庫の会員の資格を有する方
3	おかやま信用金庫 (同友)	運転資金 設備資金	7年以内 経済耐用年数以内	100万円～3,000万円以内	プライムレートから0.3%以上優遇 (年2回変動金利)	保証料 不要	当金庫エリア内にて事業を1年以上営んでいる法人または個人事業者の方で、岡山県中小企業家同友会の会費を完納し、経営指針書を作成している方で、当金庫の審査基準を満たす方
4	おかやま信用金庫 (アドバンス)	運転資金 設備資金	7年以内	100万円～3,000万円以内	プライムレートから0.3%以上優遇	保証料 不要	岡山県産業振興財団の賛助会員で、決算書・申告書を2期分提出可能であり、当金庫の審査基準を満たす方(事業成長性サポート事業認定企業については対象条件から除く)
5	トマト銀行 (ビジネスクイック300)	事業資金	6ヶ月～7年	10万円～300万円以内	年5.8%～14.5% (変動金利)	保証料 金利に含む	申込時満20歳以上、完済時満76歳未満の個人事業主又は法人の経営者で、安定した収入がある、お住まいまたは勤務先が当社本支店の営業区域にある方で、保証会社の保証が得られ、その他当行所定の融資条件を満たす方
6	三菱東京UFJ銀行 (融活力)	事業資金	1ヶ月～3年以内	5,000万円以内	2.35%～9.00% (変動金利)	保証料 不要 手数料 無料	業歴2年以上で確定した決算書2期分提出可能で、最新決算期において債務超過(貸借対照表の資産の部または純資産の部がマイナス)でなく税金の未納がない当行の最寄りの受付窓口に来店可能な法人
7	三井住友銀行 (ビジネスセレクトローン)	運転資金 設備資金	7年以内 (据置期間設定可能)	10,000万円以内	2.125%～ (変動金利)	保証料 不要 手数料 32,400円～97,200円	最新決算期において債務超過(貸借対照表の純資産の部がマイナス)でなく税金の未納がない当行の支社に来店可能な業歴2年以上の法人
8	山陰合同銀行 (ニュービジネスローン)	事業資金	1年以内	3,000万円以内 月商の1ヶ月が限度	4.05%～ (変動金利)	保証料 不要	当行所定の基準を満たし、貸借対照表・損益計算書を完備した決算を実施している法人
9	もみじ銀行 (ジャストミート)	運転資金 設備資金	6ヶ月～7年	100万円～5,000万円以内	当行所定の金利	保証料は別途必要	オリックス(株)の保証が得られる業歴3年以上の株式会社・有限会社・合資会社・合名会社・合同会社・医療法人・個人事業主(貸借対照表作成あり)で、法人税・消費税の滞納がない方
10	もみじ銀行 (全力投球)	運転資金 設備資金	5年以内	50万円～300万円以内	13.0% (固定金利)	保証料 不要	取引実態が当行営業区域内にあり、申込時の年齢が20歳から65歳以下で、2年以上事業を営んでいて保証会社の保証が受けられる個人事業者(白色申告を行っている個人事業主でも可能)
11	広島銀行 (サポートプラス)	運転資金 設備資金	7年以内	30万円～1,000万円以内	当行の審査により決定 (変動金利)	保証料 不要	当行エリア内で同一事業を3年以上営む法人・個人事業主(ただし、金融保険業・風俗営業・パチンコ・不動産業を除く)
12	伊予銀行 (法人会・税理士会コラボレーションローン)	運転資金 設備資金	5年以内	5,000万円以内	当行所定の利率 (変動利率)	保証料不要	同一事業を2年以上営み、かつ2期以上の決算を実施していて、法人会(青色申告会含む)会員かつ税理士会所属税理士が関与していて、財務内容等が投稿所定の基準を見たしている法人・個人(要BS作成)

平成26年8月 金融部